

第 3 期横浜市障害者プラン中間見直し及び
市民意見募集報告（速報版）について

1 実施概要

(1) 実施期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）から 10 月 25 日（水）

(2) 資料配付数

リーフレット 3,400 部

詳細版 2,500 部

(3) 周知方法等

ア リーフレット及び詳細版の配布

市役所（市民情報センター）、区役所、障害者地域活動ホーム、障害者団体等

イ 市民説明会の開催 <延べ参加者数：116 人>

- ・ 10 月 12 日（木） 10 時 30 分～12 時 30 分（会場：横浜ラポール）
- ・ 10 月 14 日（土） 14 時 00 分～16 時 00 分（会場：ウィリング横浜）
- ・ 10 月 20 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分（会場：旭区区民文化センター）

ウ 障害関係団体への説明 <計 9 団体>

- ・ 横浜市身体障害者団体連合会 ・ 横浜市心身障害児者を守る会連盟
- ・ 横浜市精神障害者家族連合会 ・ 横浜市知的障害関連施設協議会
- ・ 横浜市障害者地域作業所連絡会 ・ 横浜市地域活動ホーム連絡会
- ・ 横浜市グループホーム連絡会 ・ 横浜市精神障害者地域生活支援連合会
- ・ 横浜市自閉症児・者親の会

エ 本市ウェブサイト、広報よこはま 10 月号への掲載 等

2 実施結果

(1) 意見提出者数：165人， 5団体

内訳	電子メール	39人
	郵便	43人
	FAX	2人
	直接持参	0人
	市民説明会	44人
	その他（窓口持参、障害関係団体説明・意見交換など）	37人
	※ 意見書等提出団体 ◆横浜市精神障害者地域生活支援連合会◆横浜市自閉症児・者親の会◆3連絡会（横浜市グループホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市地域活動ホーム連絡会）	5団体

(2) 意見総数：353件

ア プランに掲げる5つのテーマ別内訳

テーマ1 出会う・つながる・助け合う	67件
テーマ2 住む、そして暮らす	102件
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	46件
テーマ4 いきる力を学び・育む	76件
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	36件
計画全体に関する御意見	17件
その他	9件

イ 提出された御意見への対応の内訳

意見の趣旨が計画に含まれるもの	53件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	24件
計画推進の参考とさせて頂くもの	219件
その他（個別的な意見、感想など）	57件

3 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
1月	・ 第4回横浜市障害者施策検討部会
2月	「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案 報告
3月	

4 意見の内容と本市の考え方（抜粋）

※ 「意見の内容」は、意見提出者の住所及び氏名などの個人情報等を除き、原則提出された意見の原文を掲載しています。

	意見の内容	本市の考え方
テーマ1 出会う・つながる・助け合う		
1	それぞれの障害のある人達が、地域の中で、実際に色々な支援を受けながら生き生きと暮らしているんだよというのが、意外と知られていない。いわゆる共生していくということを、どのように市民に知らせていくかそれについて改めて考えていただけるとありがたい。	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、当事者による障害理解のための講演会や作品展の開催など様々な取組を展開しています。こうした取組を障害者週間等あらゆる機会を通して発信していきます。
2	副学籍による交流教育の推進よりも、個別級と交流級、または個別級の中にも幅広くいろいろなタイプの方がいるので、その中でお互いの理解が深まる取組が必要なのではと思っておりましたが、「手引きがあり改訂される」との事で、副学籍による交流教育が行われる事から良い影響に繋がる事もあるのかもしれないと思いました。	頂いた御意見を踏まえ、引き続き、一般学級と個別支援学級の交流を推進するとともに、副学籍による特別支援学校の子ども達と地域の学校との交流及び共同学習を推進します。

	意見の内容	本市の考え方
3	<p>計画相談支援ですが、利用したくても事業者から手が足りないので受けられない。と断られている現状があります。そのような現状の中、セルフプランでの申請を H30 年度末で終了するという事は切り捨てだと感じます。</p> <p>セルフプランを認めているのでいつまでも計画相談の利用が進まない訳ではないということをご理解していただきたいと思います。</p>	<p>計画相談支援は、国の方針で平成 27 年度から障害福祉サービス等を利用する全ての方が対象となりました。現在本市では、当事者や御家族が「サービスについての意向確認書」を区役所に申請し、サービスの支給決定を行っています。この取扱いについては、計画相談支援が充足するまでの過渡期の対応であるため、平成 30 年度末までに終了し、それ以降は、計画相談支援の利用もしくは自分自身でサービス等利用計画を作成するセルフプランへの全面的な移行を目指します。</p>
4	<p>わかりやすく漢字やカタカナには、かなを振っていますが、内容的な部分は障害を持っている私たちには理解できないと思います。文書が難しすぎます。頭が痛くなりそうです。もっと簡単にわかりやすくしていただきたいと思います。そして何をご意見として出していいかわかりません。</p>	<p>漢字やカタカナにルビをふるだけでなく、説明で補うなど配慮します。また、プラン策定時に発行した「誰にでも分かりやすい版」の改訂版も策定する予定です。</p>
5	<p>災害対策において、要援護者については自治会に入っているという方は民生委員さんなどが把握されていると思います。しかし、入っていない人たちは、どのようにして、把握すべき方に情報を持っていくのでしょうか。</p>	<p>要援護者の把握については、自治会・町内会や民生委員による見守りのほか、お茶会やサロン等への参加による顔の見える関係づくりなど、地域によって様々な取組があります。また、お住まいの区に御相談いただければ民生委員が訪問いたします。御近所や地域の方と顔見知りになることで、災害時の助け合いにつながるものと考えています。</p>

	意見の内容	本市の考え方
テーマ2 住む、そして暮らす		
6	退院からグループホームへの移行には、ハードルが高い。その中間の支援制度はないのか。	国では、障害者支援施設等の入所中又は精神科病院に入院中に、グループホーム等の空室を活用し、体験的な宿泊支援を行うことによって円滑な移行につなげていくことを想定しています。
7	施設整備について、今の施設整備手法は設置する法人に任されています。障害のある人が身近な場所で生活し日中活動を行うためには、グループホームや日中活動先は各区に作れるよう、整備手法を検討してください。障害福祉計画の数値目標を各区ごとに設定してください。	施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。グループホームが設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、目標とする入居定員数全体に影響がでる可能性があるため、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。
8	入所施設の在り方について、入所施設は終のすみかではなく、一定程度通過型として、地域生活移行を進めてください。	本人の意向や状態像に応じた多様なニーズをふまえた住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行っています。
9	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とありますが、すでに構築されている地域包括ケアシステムでは精神障害に対応していないのでしょうか。	高齢者を中心とした地域包括ケアシステムについては現在構築を進めているところですが、本市では、これまでも精神障害者の地域生活を支援するための精神障害者生活支援センターを各区に設置し、身近な地域での支援に取り組んでいます。精神科病院に入院している患者の早期退院を目的に、地域生活への移行・定着をさらに促進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けるなど、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムを構築します。

	意見の内容	本市の考え方
10	精神障害者が1人暮らしをしようと賃貸アパートを探そうとすると、借りるのが難しいとよく聞きます。市が借り上げるなどして希望するところに住めるようにしてほしいです。	国により、新たな住宅セーフティネット制度として、一定の基準を満たす空き家等の登録制度に加え、住宅相談や居住支援を行う法人の指定制度が創設されました。本市においても制度を活用し、障害者の居住確保に向けた取組を進めます。
11	高齢化・重度化対応のグループホームの検討を踏まえての対応が充分ではないと思います。入所施設を作らない中、グループホームへの厚い支援体制の充実が不可欠です。このままだと医療ケアの必要な障害者や重度の発達障害者の住まいは見つからないままです。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営している事業所が3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。 現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
12	障害のある方が、一刻も早く安心して地域の中で生活できるようにその支援機能を持った拠点の早急な整備をお願いしたい。	本市では、障害のある方が安心して地域で暮らせるよう法人型地域活動ホームや精神障害者生活支援センターを整備してきました。 今後、これらの施設が連携して相談、緊急時の受入れ、グループホームの空き状況の集約等を行うネットワーク型の「地域生活支援拠点」の機能を18区に構築するなど生活支援の強化を図ります。

	意見の内容	本市の考え方
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす		
13	知的障害者対応専門外来について市内3病院で実施中ということですが、その医療サービスを充実させることを検討して欲しい。例えば、「サービス日数の増加」や「予防医療の観点から人間ドックなどの受付実施」「病院の数を増加」などが挙げられる。よろしくをお願いします。	専門外来については、平成29年度中に4病院目の実施を予定しています。医療サービスの充実や日数の増加については、今後検討します。
14	医療的ケア児・者は年々増加していますので、医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの速やかな配置をお願いいたします。また、横浜市はとても広く、訪問診療・訪問看護・ヘルパー等々各区で事情も異なりますので市で1人とは言わず将来的には各区1人の配置の検討をお願いいたします。	平成30年度にコーディネーターに対する研修等を行い、平成31年度から配置する予定です。 今後、関係部局が連携し、計画を着実に推進します。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
15	エスカレーターのこと困っている。今左側に乗って右側が歩行となっているが、手術の影響で左をつかむというのが難しい。右をつかんで待っていて後ろから肩をたたかれてトラブルになった。横浜市として対策がお願いできないか。障害者はエスカレーターに乗ってはいけないのではないかと感じてしまう。	本市福祉のまちづくり推進指針では、エスカレーターでの歩行が危険であることや、片麻痺の方やケガ等で片側が不自由な方のためにも、左右の手すりが常に使用できる状況が望ましいとしています。今後も利用マナーの向上や思いやりの心の醸成などに取り組み、様々な立場の方が暮らしやすいまちづくりを推進します。

	意見の内容	本市の考え方
16	横浜市営住宅からろうあ者が2人追い出されました。理由は家賃滞納。実際にはそれだけの問題ではなく、コミュニケーションの問題など聴覚障害の問題があるのではないかと思います。ろうあ者はコミュニケーションの問題から民間住宅に入れられないという不安を常に持っています。	障害を理由とした入居の拒否は障害者差別解消法で禁止されています。障害者世帯には市営住宅抽選時の当選倍率優遇を行っており、家賃は申請により減免しています。しかし、文書等による再三の催告によっても家賃滞納が解消されない場合は、法令に基づき住宅明け渡しを求めます。なお、明け渡しにより福祉的支援が必要となる方には、区役所と連携した支援を行っています。
テーマ4 いきる力を学び・育む		
17	療育について、障害児のサービスについても、他のサービスと同様に、人日だけでなく、人分の記載をお願いしたい。	障害児のサービスについては、延べ人数を「人日」で表記していますが、利用人数についても重要な指標であることから、今後、計画を推進するにあたり頂いた御意見を反映させていただきます。
18	児童発達支援と放課後等デイサービスが目標値を上まわる量となっており、さらに増やす計画となっています。急激に増えており、質はどうなのか、ある程度の療育の質が保たれているのか、心配です。	現在も事業所への実地指導や研修等を行い、サービスの質の確保に向けた取り組みを実施しています。今後も質の確保にも努め計画を推進します。
19	計画相談について、特に障害児の目標は大丈夫なのかといつも思っています。通園に通っている方以外のほとんどの方は意向確認書で済ませているというのが現状ではないかと思っています。また、医療と教育と福祉が連携して欲しいと感じており、計画相談がその一助になったらいいということを期待を込めて待っています。	障害児の計画相談支援(障害児相談支援)の目標達成に向け、各関係法人等に、必要な研修受講の勧奨や、事業所開所の勧奨を行うほか、関係各所に事業概要の説明や協力を依頼します。障害児相談支援の推進により、医療、福祉、教育の連携がより進むよう、取組を進めます。

	意見の内容	本市の考え方
20	<p>医療的ケアを必要とする子供や重症身体障害児の放課後等デイサービス事業について。医療的ケアを行うスタッフ、バギーのまま送迎できる大型の送迎車、多くの子供が休んだり、皆バギーや車椅子を必要とするのでスペースも必要であり運営に費用がかかり他の障害種別に比べて圧倒的に数が少ないです。加算の工夫をしていただきたいです。重症児も医療ケア児も肢体不自由の程度が軽度の子供も共に過ごせるような場所があったらいいなと思います。</p>	<p>重症心身障害児の方が通える放課後等デイサービスは、平成27年度からの3年間で6箇所が増となっています。今後も、各法人に働きかけ、受入れ体制の強化や事業所の増設に向けて取り組みます。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
21	<p>特別支援学校の再編整備プランを見ての意見です。人口増加の著しい横浜市北東部の特別支援学校をなくさないでほしいと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p>	<p>市北東部にお住まいの方については、引き続き、新たに設置される県立特別支援学校及び既存の県立・市立特別支援学校で受け入れます。</p>
22	<p>特別支援学校について住んでいる地域の学校に通えますよう、位置や人口に似合った設置をお願いします。横浜市は近年は学童人口が減少して廃校となった小学校をリフォームして身体の不自由な子供が通う特別支援学校を新たに作っていますが（元々ある特別支援学校を閉校にして新たな場所に作っている）、遠い場所に通う負担、スクールバスを運営する費用も大きいと思います。インクルーシブ教育を国では推奨していますが横浜の子供も地域で学べるようお願いいたします。</p>	<p>肢体不自由特別支援学校の再編整備においては、できるだけ居住地から近い特別支援学校への就学ができるよう就学相談を行っていきます。また、引き続き、個々の障害の程度や状態に応じた必要な教育の場を充実しながら、子ども達の成長を促がせるよう、インクルーシブ教育システムの構築にも取り組みます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
23	福祉の人材不足の状況はより一層深刻になっています。特に入所施設やグループホームなど夜間の勤務を伴う職種は厳しい状況が続いております。この状況は福祉分野全体に係ることであり、障害福祉だけの取組で改善できることには限りがあると思います。今後の少子高齢化が進むことを考えた上での、横浜市としての福祉の取組みが求められていると思います。あらたに健康福祉局だけでなく、横浜市の関係部署を横断する専門部会等を立ち上げ、横浜市として福祉の人材確保の方針として打ち出してください。	平成27年度には「福祉のしごとフェア」に関連団体とともに参画しましたが、参加者が少なく苦慮しています。現在ほどの分野も有効求人倍率が高く人材を確保することが課題となっており、障害福祉分野でもより深刻化しています。こうした状況をふまえ、本市では事業者とともに人材確保の方策について取り組んでいきます。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

24	もっと仕事ができますようにしてください。一般の仕事をやりたいです。増やしてほしい。仕事をです。	施設から一般就労への移行を推進するため、施設の職員を対象に障害者を雇用する企業での就業体験を実施するなど職員の就労支援スキルの向上や就労に向けた意識付けに取り組んでいます。併せて、就労支援センターによる支援や、セミナー等を通じ、企業への啓発を進めます。
25	日中活動について、量的な拡充が進む一方で行動障害や医療ケアなどの重度者が疎外されている状況があります。単なる数値目標ではなく、具体的なニーズに即した目標設定をしてください。『地域活動支援センターについては必要数を確保しつつ障害福祉サービスへの事業移行を進める』とのことですから、移行を促進するための補助金の拡充をしてください。	引き続き、市内6方面別に常に医療的ケアが必要な障害児・者等を支援する多機能型拠点の整備を進めるとともに、行動障害や医療ケアのある方などの通所施設数の拡大に向けた施策を検討します。また、地域活動支援センター作業所型から障害福祉サービス事業への移行に伴う補助金については、引き続きあり方を検討します。

	意見の内容	本市の考え方
26	車椅子タクシーを増やして欲しい。今は台数や会社が限られてしまっている為、断られてしまう事が多く、利用したいときに使えない。	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）については、車両購入費の一部を補助し、導入を推進しており、平成24年度から28年度までに累計76台の補助を行いました。引き続き普及促進に取り組めます。
27	障害者のアートの支援を希望します。	障害者が主体的に文化芸術活動へ参加する環境を整備するため、人材育成研修、ジャンルを問わない企画展の開催等を通じて、関係団体をネットワーク化し、協議会機能の構築を目指していきます。
28	2020オリンピック・パラリンピックの東京開催は、障害者スポーツ・文化活動を日本に根付かせる絶好のチャンスであると思います。今回のプランの見直しは、まさに時期が重なり、横浜での取組が期待されます。障害がある人もない人も、共にスポーツや文化を楽しむムーブメントを起こし、それを横浜でのレガシーにできれば素晴らしいと思います。	東京2020オリンピック・パラリンピックは、障害者スポーツ・文化活動支援の好機として捉えており、着実に取組を推進します。
計画全体に関する意見等		
29	第3期横浜市障害者プランで、やまゆり園の事件に触れていない。前文で明確に触れることが必要。やまゆり園には、横浜市からも多くの入所者が送られており、障害者プランにも何も記載しないことには、理解しがたい。	「津久井やまゆり園」で発生した事件は、大きな衝撃と不安を与えました。一人ひとりが障害者への理解を深め、偏見や差別を無くすことが重要と考え、またこのような事件が二度と起こらないよう、共生社会の実現に向けた本市の決意をプランに掲載します。

	意見の内容	本市の考え方
30	<p>障害者支援に関わる機関、人も増えていますが、本プランの周知があまり進んでいません。プラン・テーマの個別計画にもっと意見を出したいところですが、声を出すべき人が出せてない、それより届いていないと感じています。</p>	<p>プランの取組状況については毎年度市民説明会を開催しているほか、関係団体や各行政機関等の協力を得ながら周知を図っています。今後も多くの方に周知できるよう検討します。</p>

日程	内容
平成29年9月	第3期横浜市障害者プラン中間見直し 市民意見募集
平成29年10月	第3期横浜市障害者プラン中間見直し 市民意見募集・集計
平成29年12月	第3期横浜市障害者プラン改訂版 原案の策定
平成30年3月	第3期横浜市障害者プラン改訂版 確定

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局 障害企画課 施策推進担当

〒231-0021 横浜市中区日本大通18 (KRCビル6階)

電話: 045 (671) 3604 FAX: 045 (671) 3566

電子メール: kf-syoplan@city.yokohama.jp

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成30年3月31日まで
(郵便切手不要)

郵便はがき

231-8790

021

<受取人>
横浜市中区日本大通 18 KRCビル6階
横浜市健康福祉局
障害企画課 施策推進担当 行

あなたの年齢

- 1 20歳未満
- 2 20歳~29歳
- 3 30歳~39歳
- 4 40歳~49歳
- 5 50歳~59歳
- 6 60歳~69歳
- 7 70歳以上

第3期横浜市障害者プラン中間見直し

への御意見をお寄せください。

募集期間

平成29年9月25日(月) から
平成29年10月25日(水) まで

<提出方法>

次のいずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- ① ハガキ (切手不用、10月25日消印有効)
(左のはがきを切り取り、御使用ください。)
- ② FAX: 045(671)3566
- ③ 電子メール: kf-syoplan@city.yokohama.jp
※メールの件名は「障害者プラン意見」と表記してください。

<注意>

- ・いただいた御意見の概要とそれに対する本市の考え方を整理し、後日ウェブページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・いただいた御意見は公開する可能性がありますので、御承知おきください。
- ・記入いただいた御意見の内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

第3期横浜市障害者プラン

中間見直し

皆様の御意見を募集します。

募集期間 平成29年9月25日(月) から平成29年10月25日(水) まで

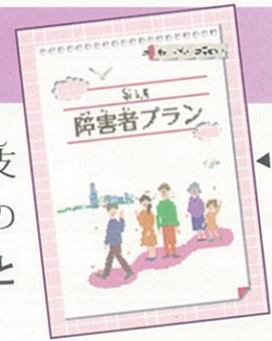
横浜市では、平成27年度から平成32年度までの6年を計画期間として、「自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として、障害福祉施策を進めています。

この度、プラン推進開始から3年が経過するため、中間見直しを行い、後期3年間の方向性をまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 横浜市障害者プランとは

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の二つの性質を持つ横浜市の計画です。このうち「障害福祉計画」については、3年ごとに定めることとなっています。

また、平成28年の児童福祉法改正に伴い、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。本プランは既に障害児の施策及び障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等についても定めているため、「障害福祉計画」のうち障害児を対象とした部分については、「障害児福祉計画」と位置付けます。

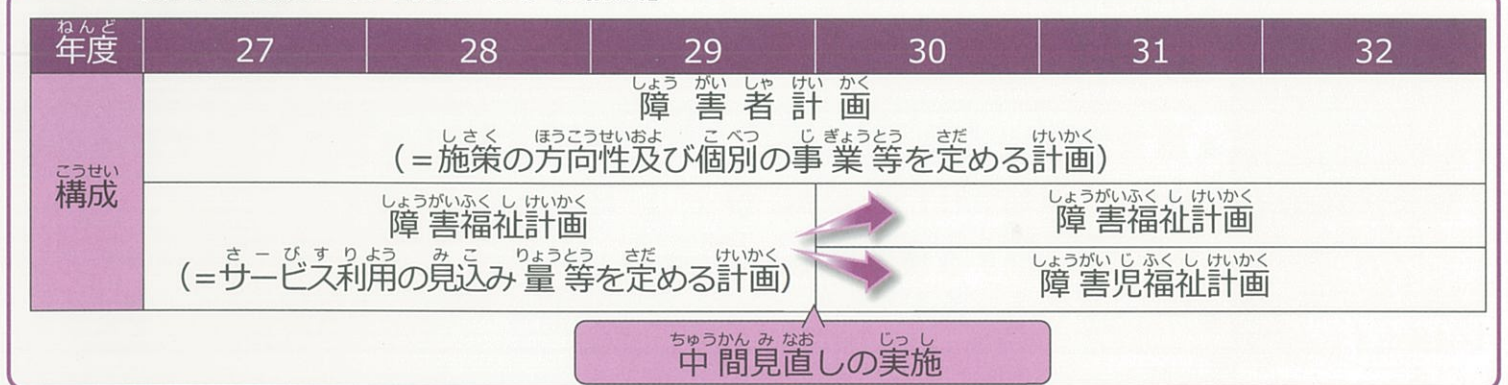


「第3期横浜市障害者プラン」冊子 (A4版 156頁)



市役所1階市民情報センター及び各区役所広報相談係で配布しています。
誰にも分かりやすい版 (A4版 12頁)

【第3期横浜市障害者プランの構成】

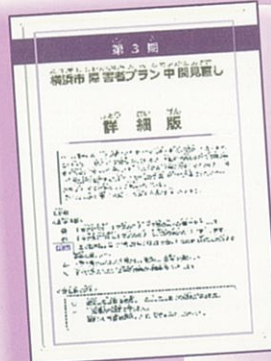
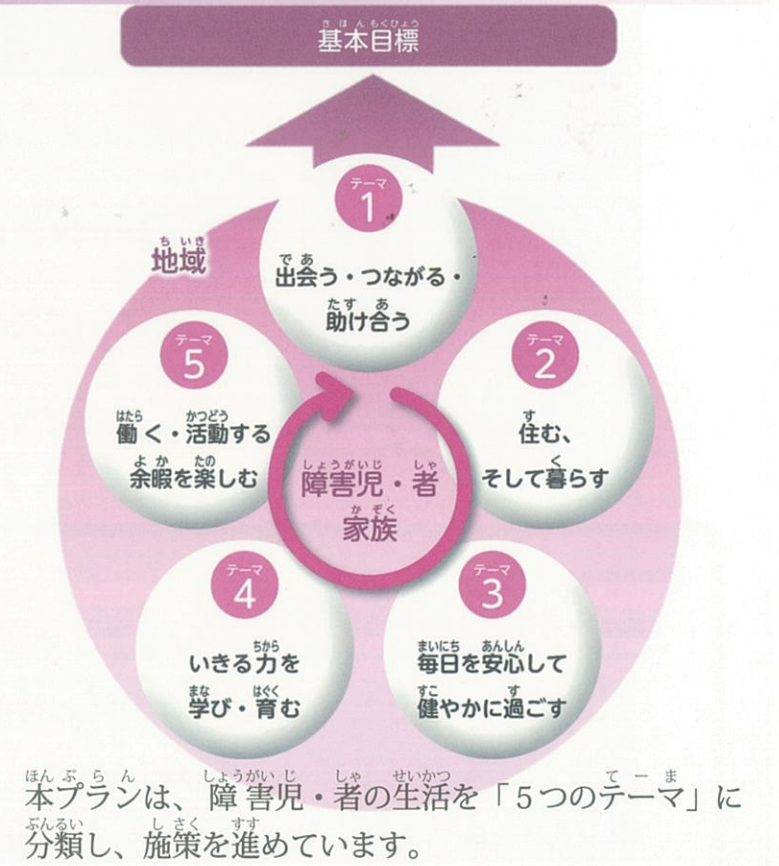


- ◆ 障害者計画: 障害者基本法に基づき、障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画。
- ◆ 障害(児)福祉計画: 障害者総合支援法(及び児童福祉法)に基づき、円滑にサービス提供が進むよう、障害(児)福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画。



2 テーマ別の前期3年間に達成した事業（振り返り）及び後期3年間に新たに充実していく事業（一部抜粋）

テーマ	内容
テーマ1 で あ 会 う ・ つ な が る ・ 助 け 合 う	<p>◆相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を全区の法人型障害者地域活動ホームに展開し、相談支援の強化を図りました。</p> <p>◆聴覚障害のある人へタブレット端末を活用した手話通訳サービスの提供等を全区役所窓口に展開しました。</p> <p>◆平成28年の障害者差別解消法の施行に基づき「障害者差別解消の推進に関する取組指針」等を策定しました。</p> <p>◆新規：地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を推進します。</p> <p>◆新規：発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを増員し、障害福祉サービス事業所に対するコンサルテーションや研修を実施するとともに、地域住民への啓発を推進します。</p>
テーマ2 す 住 む 、 そ し て 暮 ら す	<p>◆親子後も安心して地域生活が送れる仕組みの後見的支援制度を全区に展開しました。</p> <p>◆常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を支援するため、相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる多機能型の拠点の3館目を平成29年4月に瀬谷区に開所しました。また、4館目の整備地決定に向け検討しています。</p> <p>◆平成28年6月に重症心身障害児者施設「横浜医療福祉センター港南」を開所しました。</p> <p>◆障害者の高齢化・重度化や親亡き後に備え、相談や緊急時の受入れ、居住支援等の機能を有する「地域生活支援拠点」の整備を平成31年度に全区展開します。</p> <p>◆新規：精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築します。</p>
テーマ3 ま い に ち あ ん し ん し て す こ す こ 健 や か に 過 ご す	<p>◆障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関として、知的障害者専門外来を3病院で開設しました。4病院目の開設に向け検討しています。</p> <p>◆新規：医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場を設置します。</p> <p>◆新規：医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。</p>
テーマ4 い き る 力 を 学 び ・ 育 む	<p>◆子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備を引き続き推進します。</p> <p>◆全ての特別支援学校（12校）でタブレット端末の実践研究を実施したことにより、児童生徒の経験が広がり学習姿勢や意欲が向上しました。</p> <p>◆特別な支援が必要な児童生徒が増加するなか、インクルーシブ教育システム構築のため、教育環境の充実を図ります。</p> <p>◆障害福祉の人材不足の解決に向け、民間事業者と協働して、有効な広報や打開策を検討していきます。</p>
テーマ5 は た ら か つ ど う 働 く ・ 活 動 す る ・ よ か な た の 余 暇 を 楽 し む	<p>◆障害者施設と企業等との受注に係るコーディネートを行う「よこはま障害者共同受注総合センター」を開設しました。平成32年度までに月額平均工賃10%以上上昇を目標とします。</p> <p>◆移動支援に関する情報提供や人材育成をする移動情報センターを全区に展開しました。</p> <p>◆オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、スポーツ活動をサポートできる人材育成、利用しやすい場の確保を図ります。</p>



テーマ別の振り返り及び見直し内容の詳細については、「第3期横浜市障害者プラン中間見直し詳細版」を御覧ください。

詳細版は、ウェブページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/topics/plan/>) に掲載しているほか、各区役所高齢・障害支援課及び横浜市健康福祉局 障害企画課並びに横浜市子ども青少年局 障害児福祉保健課で御覧いただけます。

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問合せ先」まで御連絡ください。

キリトリ線

御意見欄

期間：平成29年10月25日(水)まで

「第3期横浜市障害者プラン中間見直し」について自由に御意見をお寄せください。

キリトリ線

どうもありがとうございました。